

## 第4号議案

大阪府立高等専門学校の管理運営に関する規則の一部改正について

大阪府立高等専門学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月27日

大阪府教育委員会

<参 考>

〔趣 旨〕

大阪府立工業高等専門学校の学科の改編及び定員の変更並びに職の一部の廃止等を行う。

〔改正内容〕

学科を総合工学システム学科のみとし、その定員を1,000人（入学定員200人）とする。学校技師の職を廃止する。

〔施行期日〕

平成21年4月1日

〔根拠規定〕

大阪府教育委員会事務決裁規則

第三条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

十七 規則及び特に重要な規程の制定改廃に関すること。

大阪府立高等専門学校の管理運営規則の改正の概要

教育振興室高等学校課

改正の理由	本件規則改正に伴い改正が必要な訓令・要領・要綱等
<p>1 府立工業高等専門学校の学科改編による定員の変更に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 府立工業高等専門学校の学科改編に伴う学校運営の更なる効率化のため、学校技師職を廃止することについて、所要の改正を行う。</p> <p>3 学校保健法（昭和33年4月10日法律第56号）の一部改正（平成20年6月18日法律第73号）に伴い、所要の改正を行う。</p>	<p>・府立の高等専門学校、高等学校等の職員の評価・育成システムの実施に関する規則</p>
改正の要点	その他
<p>1 第二条の表中、学科の定員の変更等を行う。</p> <p>2 学校に置くことができる職から「学校技師」を削除する。</p> <p>3 「伝染病」を「感染症」に、「学校保健法第二十条」を「学校保健安全法第十八条」に改める。</p>	
施行予定時期	
平成21年4月1日	

大阪府教育委員会規則第 号

大阪府立高等学校の管理運営に関する規

則の一部を改正する規則

大阪府立高等学校専門学校の管理運営に関する規則（昭和三

十九年大阪府教育委員会規則第一号）の一部を次のように

改正する。

第二条の表を次のように改める。

総合工学システム学科	学科	定員	入学定員
		一、〇〇〇人	二〇〇人

第四条の第三第二項中「学校技師」を削る。

第九条の第二項中「伝染病」を「感染症」に改める。

第十九条の二中「学校保健法」を「学校保健安全法」に、

「第二十条」を「第十八条」に改める。

第十九条中「伝染病」を「感染症」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

大阪府立高等専門学校管理運営に関する規則

新旧対照表

改正案

現行

第一条 略		
(学科及び定員)		
第二条 高等専門学校に設置する学科及びその定員は、次のとおりとする。		
学科	定員	入学定員
総合工学システム 学科	1,000人	200人

第一条 略			
(学科及び定員)			
第二条 高等専門学校に設置する学科及びその定員は、次のとおりとする。			
校名	学科	定員	入学定員
大阪府立工業 高等専門学校	機械工学科 システム制	40人	〔ただし、第五学年以上への編入学及び転入学については、別に定めるところにより、受け入れることができる。〕
	電子情報工 学科	40	
	工業化学科	40	
	建設工学科	40	
	総合工学シ ステム学科	800	
		200	

第二条の二〜第四条の二 略

第二条の二〜第四条の二 略

- 第四条の三 前条に定めるもののほか、事務局に副主査及び主事を置く。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。
- 2 前条及び前項に定めるもののほか、事務局に技師及び司書を置くことができる。
- 3 前条及び前二項に定めるもののほか、必要な職は別に定める。

- 第四条の三 前条に定めるもののほか、事務局に副主査及び主事を置く。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。
- 2 前条及び前項に定めるもののほか、事務局に技師、学校技師及び司書を置くことができる。
- 3 前条及び前二項に定めるもののほか、必要な職は別に定める。

第五条〜第八条 略

第五条〜第八条 略

- (臨時休業)
- 第九条 校長は、感染症予防上必要があるとき、又は非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に学校の全部又は一部の授業を行わないことができる。
- 2 校長は、前項の規定により、授業を行わなかったときは、速やかに、委員会に報告しなければならない。
- (保健所との連絡)
- 第九条の二 学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)第十八条の規定による保健所との連絡は、校長が行うものとする。

- (臨時休業)
- 第九条 校長は、伝染病予防上必要があるとき、又は非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に学校の全部又は一部の授業を行わないことができる。
- 2 校長は、前項の規定により、授業を行わなかったときは、速やかに、委員会に報告しなければならない。
- (保健所との連絡)
- 第九条の二 学校保健法(昭和三十三年法律第五十六号)第二十条の規定による保健所との連絡は、校長が行うものとする。

第十条〜第十八条 略

第十条〜第十八条 略

- (職員及び学生の事故)
- 第十九条 職員及び学生に感染症、食中毒が集団的に発生したとき、又は傷害、死亡等の事故が発生したときは、校長は、速やかに、委員会に報告しなければならない。

- (職員及び学生の事故)
- 第十九条 職員及び学生に伝染病、食中毒が集団的に発生したとき、又は傷害、死亡等の事故が発生したときは、校長は、速やかに、委員会に報告しなければならない。

第二十条〜 略

第二十条〜 略